

■主な手当の種類とその内容(平成30年4月1日現在)

手当名	内容
期末手当 勤勉手当 (一般職)	《期末手当》 6月期…1.225月 12月期…1.325月 《勤勉手当》 6月期…0.90月 12月期…0.95月 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
扶養手当	《配偶者および配偶者以外の扶養親族(子以外)》 1人6,500円 《配偶者以外の扶養親族(子)》 1人10,000円 《扶養親族のうち16歳から22歳までの子》 1人5,000円加算
時間外手当	《平成30年度一般会計職員1人当たり》 295,000円
住居手当	《借家、借間》 27,000円上限
通勤手当	《公共交通機関利用者》 63,000円までは全額、63,000円を超えた場合はその超えた額の1/2の額を63,000円に加えた額 《自家用車等利用者(通勤距離2Km以上)》 通勤距離に応じ2,400円～46,300円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において町内に在職する職員に支給 《世帯主(扶養あり)》 17,800円 《世帯主(扶養なし)》 10,200円 《その他》 7,360円

■年次休暇の状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数	総使用日数	平均取得日数	取得率
4,176日	626日	5.6日	14.9%

※対象職員は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

■休暇制度(平成30年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前8週間以内および産後8週間以内の期間</li> <li>小学校就学前の子を看護する場合、1年に5日以内(2人以上の場合は10日以内)</li> <li>忌引のため勤務しないことが相当である場合、続柄により10日以内</li> <li>夏季における家庭生活の充実などの場合、5日以内</li> <li>ボランティア活動を行う場合、5日以内</li> <li>骨髄移植に係る登録・提供を行う場合、必要な期間</li> <li>公民権を行使する場合、必要と認められる期間</li> </ul>
介護休暇	近親者の介護をする場合、6月以内

■特別職の報酬などの状況(平成30年4月1日現在)

	区分	給料(報酬)月額
給料	町長	790,000円
	副町長	632,000円
	教育長	596,000円
報酬	議長	307,000円
	副議長	245,000円
	議員	225,000円
期末手当	町長	(平成30年度支給割合) 3.30月分
	副町長	
	教育長	
	議長	(平成30年度支給割合) 3.30月分
	副議長	
	議員	

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

《分限処分》

0件

《懲戒処分》

0件

■職員のサービスの状況

《サービス義務違反および営利企業等従事違反》

0件

■職員の人事評価の概要

平成28年11月から人事評価制度を導入し、人事管理に活用しています。客観的かつ公平に評価することにより、職員の能力や適性に合った人事配置や昇給に反映させるとともに、評価に基づく適切な指導、助言などにより職員の人材育成を図っています。

■職員研修の状況

《ふくしま自治研修センター》

9講座のべ18人

《東北六縣市町村中堅職員研修(2カ月間)》

1人